

内閣文庫
文書番号
1405

外務省

局長
總務課長

總務課長
WFO

涉外班

備註室
官復事務部

收

明治二十二年十月二十一日

十月二十一日

1405

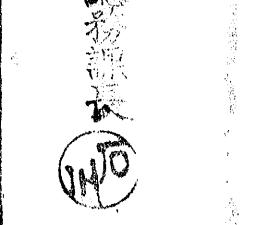
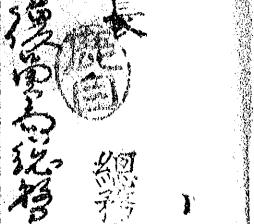
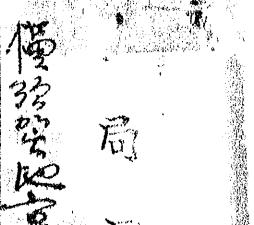
貴國の件の報告要領に因しては本年八月九日附大阪府關稅局長
内閣總理大臣長官の「今後税の處理手續について」で規定られて
ある通り大阪省が主導である事へて開港税關總司の管轄範圍が古
吉國財務局から来たがこれ風ふうて開港税關收費の作業は税關が當
機關やる事の事と取扱つてゐるが其外開港税關で何時どの様に開
たのか追査したい

(附) 諸
機
關

開港税關

大阪府關稅局

復
員
局



關東二十六年九月一號（昭和二年九月一〇〇）

昭和二十二年十月十五日

各地市長

名古屋財團團有事總長

小舟運送便に付いて

小舟便の運送手續による開港は十五日間輸送のよりに本港を復航せするに取次り受領者も復航にて作製する様大體皆より復航用へ開港便及び開港の清算書付けてある。十一月八日本省に着け、本港總打合會の席上田頭船主があつたから了知せられたい。進て開港要求の向へ各地方部一もあつたが開港後此處に進むして十月末日迄に完了する迄取計はれたい。開港中の期間について別紙附の通り運送したかも通知する。

開港付免

備文
開港

各地市長

復員局

別紙（甲）

關第一八〇八號

昭和二十二年九月四日

大藏省關税局關稅第二司關稅課長

小児病退稅手續申請書について
小児病退稅手續中起記について黑色墨水を用いたい

記

一、此價書開紙の大きさは统一を要するか

土地建物の退稅手續による申開書の大きさ（横二七mm・横二〇

六mmなるべく成る）にとつてよいか

二、開票、開工票、開成票の未完成者票が数個ある場合、便箋は一組として送文車に送りにも考へらが此の場合でも一組毎に作製が必要であるか

三、開票、カツカ一等で木取相處で體體の相立に竣工して來いも

の又は開工権の力ヲターカ三〇隻あつて金額解体してゐるが
状態の同一である場合

馬鹿價値の要領は參照文書門にあるが如きになつてゐるが要領の二
種ある。さうによると云々と解してよいが
則更に種類その他で連合軍が使用中の汽船、汽船等も此の際運送
手續をする見ことなるかどうか

別紙(乙)

第二機関圖

昭和二十二年十月四日

大阪市営地下鐵局長

本部總務課用印有

第二機關圖

小舟運送機手續や時間についと

九月四日當局第一八〇八號首題に關し前記の通り回答する。

記

一、十一時半 機八時

午地原車政部の指示に従事せられたい、又船として使用出来るの完成度のものと此等体したものと各類ない。

所費用賃料の通り。

貰必要ない、運送された折損賠償され度といはりし一回運送された後よりにより使用してあるもの操作費を負する。